

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
特例輸入者の承認要件等の審査要領について 記 1 ～ 4 （省略） 5 業務遂行能力及び法令遵守規則等に関する確認 申請者が、上記 3 に規定する業務遂行能力等を有しているか並びに上記 4 に規定する法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順を整備しているか等については、申請者から提出された資料等を審査するほか、申請者が行う業務に係る関係施設等を実地にて確認するものとする。 また、特例輸入者等の承認又は認定後においても、上記 3 及び 4 の状況を事後監査等を通じて確認する。 6 及び 7 （省略）	特例輸入者の承認要件等の審査要領について 記 1 ～ 4 （同左） 5 業務遂行能力及び法令遵守規則等に関する確認 申請者が、上記 3 に規定する業務遂行能力等を有しているか並びに上記 4 に規定する法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順を整備しているか等については、申請者から提出された資料等を審査するほか、申請者が行う業務に係る関係施設等を実地にて確認するものとする。 また、特例輸入者等の承認又は認定後においても、上記 3 及び 4 の状況を実地にて確認する（以下「事後監査」という。）。 <u>なお、上記の事後監査の実施にあたっては、特例輸入者等が自ら実施した監査の結果及び事故等が発生した場合の再発防止策の税関への報告、並びに承認内容又は認定内容の変更手続等により、税関に提供された情報を踏まえて、実施時期や監査の内容等を検討した上で実施するものとする。</u> 6 及び 7 （同左）

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前										
別紙 1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 （特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用） 1 （省略） 2 各部門の業務内容等に関する事項 （1）（省略） （2）事業部門 <table><tr><td>（省略）</td></tr><tr><td>② 各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備 <u>（必要な場合の見直し及び改善を含む。）</u> ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備 <u>（必要な場合の見直し及び改善を含む。）</u> ハ～ト （省略） （注） （省略）</td></tr></table> 3 （省略） 4 貨物のセキュリティの履行に関する事項 <table><tr><td>（省略）</td></tr><tr><td>④ 管理対象貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか。 イ～ハ （省略） ニ <u>コンテナ等</u>の安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置ホ及びへ （省略）</td></tr><tr><td>⑤ 管理対象貨物の管理を運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。</td></tr></table>	（省略）	② 各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備 <u>（必要な場合の見直し及び改善を含む。）</u> ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備 <u>（必要な場合の見直し及び改善を含む。）</u> ハ～ト （省略） （注） （省略）	（省略）	④ 管理対象貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか。 イ～ハ （省略） ニ <u>コンテナ等</u> の安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置ホ及びへ （省略）	⑤ 管理対象貨物の管理を運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。	別紙 1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 （特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用） 1 （同左） 2 各部門の業務内容等に関する事項 （1）（同左） （2）事業部門 <table><tr><td>（同左）</td></tr><tr><td>② 各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備 ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備 ハ～ト （同左） （注） （同左）</td></tr></table> 3 （同左） 4 貨物のセキュリティの履行に関する事項 <table><tr><td>（同左）</td></tr><tr><td>④ 管理対象貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか。 イ～ハ （同左） ニ <u>コンテナ</u>の安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置ホ及びへ （同左）</td></tr><tr><td>⑤ 管理対象貨物の管理を運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。</td></tr></table>	（同左）	② 各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備 ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備 ハ～ト （同左） （注） （同左）	（同左）	④ 管理対象貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか。 イ～ハ （同左） ニ <u>コンテナ</u> の安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置ホ及びへ （同左）	⑤ 管理対象貨物の管理を運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。
（省略）											
② 各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備 <u>（必要な場合の見直し及び改善を含む。）</u> ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備 <u>（必要な場合の見直し及び改善を含む。）</u> ハ～ト （省略） （注） （省略）											
（省略）											
④ 管理対象貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか。 イ～ハ （省略） ニ <u>コンテナ等</u> の安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置ホ及びへ （省略）											
⑤ 管理対象貨物の管理を運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。											
（同左）											
② 各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備 ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備 ハ～ト （同左） （注） （同左）											
（同左）											
④ 管理対象貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか。 イ～ハ （同左） ニ <u>コンテナ</u> の安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置ホ及びへ （同左）											
⑤ 管理対象貨物の管理を運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。											

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（注）<u>管理対象貨物の管理の委託先については、倉庫業者は特定保税承認者であること、運送業者は特定保税運送者又は国土交通省により認定された特定フォワーダーであることが望ましい。また、管理対象貨物の管理が特定保税承認者に係る法第 50 条第 1 項の規定による届出が行われた場所又は特定保税運送者において行われる場合は、</u>本事項の審査を要しない。 ⑥ <u>情報セキュリティについて、包括的な方針や手順等を示した文書を定め、以下の措置が講じられているか（必要な場合の見直し及び改善を含む。）。</u> イ～ハ （省略）	（注）<u>倉庫業者においては、特定保税承認者であること、フォワーダー等においては、特定保税運送者又は国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましく、特定保税承認者又は特定保税運送者である場合においては、</u>本事項の審査を要しない。 ⑥ 情報セキュリティについて、以下の措置が講じられているか イ～ハ （同左）
5 監査体制 (省略) ② 監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。 イ及びロ （省略） ハ <u>監査結果（勧告した改善措置及びその履行結果を含む）について、税関に情報提供を行う体制</u>	5 監査体制 (同左) ② 監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。 イ及びロ （同左）
6 （省略） 7 関連会社等の指導等に関する事項 (省略) ③ 関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導、<u>管理及び評価に関する</u>手順及び体制が整えられているか。 (省略)	6 （同左） 7 関連会社等の指導等に関する事項 (同左) ③ 関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導<u>及び管理の</u>手順及び体制又は委託後に<u>関連会社等を評価する</u>手順及び体制が整えられているか。 (同左)
8 税関との連絡体制に関する事項 (省略) ② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ～二 （省略） <u>(削除)</u>	8 税関との連絡体制に関する事項 (同左) ② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ～二 （同左） ホ <u>税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当す</u>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
9 社内の報告及び連絡体制に関する事項 ① 社内における報告体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。 イ～ニ （省略） ② 次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記①により報告されるとともに、<u>イ及びロの場合は、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。</u> イ （省略） ロ 特例輸入関連業務、<u>特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務若しくは特定製造貨物輸出申告</u>に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。 ハ 特例輸入関連業務、<u>特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務若しくは特定製造貨物輸出申告</u>に関して、不審な点、不審な情報が<u>あった場合。</u> ③ <u>税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合等、社内における連絡体制が整備されているか。</u>	<u>る部門等に伝達する必要がある場合。</u> 9 <u>連絡及び報告体制</u>に関する事項 ① 社内における<u>連絡</u>体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。 イ～ニ （同左） ② 次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記①により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。 イ （同左） ロ 特例輸入関連業務<u>又は特定輸出関連業務</u>に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。 <u>（新規）</u> <u>（新規）</u>
10及び11 （省略） 12 教育及び研修に関する事項 ○ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 イ～ハ （省略） （注 1）（省略） （注 2）教育及び研修は、全役員及び全従業員に対して実施する<u>よう努める</u>。ただし、役職及び業務に応じた内容で差し支えない。	10及び11 （同左） 12 教育及び研修に関する事項 ○ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 イ～ハ （同左） （注 1）（同左） （注 2）教育及び研修は、全役員及び全従業員に対して実施する<u>ことが望ましい</u>。ただし、役職及び業務に応じた内容で差し支えない。
13 （省略）	13 （同左）

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
別紙 2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 （特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用） 1 （省略） 2 各部門の業務内容等に関する事項 （1）（省略） （2）事業部門 <table><tr><td>（省略）</td></tr><tr><td>② 各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。） ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。） ハ～ト （省略） （注）（省略）</td></tr></table> 3 税関手続の履行に関する事項 （1）及び（2）（省略） （3）認定通関業者に関する税関手続 <table><tr><td>（省略）</td></tr><tr><td>④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 イ （省略） ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者符号の保有状況の確認（法人番号を保有していない者に限る。）及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断</td></tr></table>	（省略）	② 各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。） ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。） ハ～ト （省略） （注）（省略）	（省略）	④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 イ （省略） ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者符号の保有状況の確認（法人番号を保有していない者に限る。）及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断	別紙 2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 （特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用） 1 （同左） 2 各部門の業務内容等に関する事項 （1）（同左） （2）事業部門 <table><tr><td>（同左）</td></tr><tr><td>② 各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備 ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備 ハ～ト （同左） （注）（同左）</td></tr></table> 3 税関手続の履行に関する事項 （1）及び（2）（同左） （3）認定通関業者に関する税関手続 <table><tr><td>（同左）</td></tr><tr><td>④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 イ （同左） ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者符号の保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断</td></tr></table>	（同左）	② 各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備 ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備 ハ～ト （同左） （注）（同左）	（同左）	④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 イ （同左） ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者符号の保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断
（省略）									
② 各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。） ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。） ハ～ト （省略） （注）（省略）									
（省略）									
④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 イ （省略） ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者符号の保有状況の確認（法人番号を保有していない者に限る。）及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断									
（同左）									
② 各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備 ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備 ハ～ト （同左） （注）（同左）									
（同左）									
④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 イ （同左） ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者符号の保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断									

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ハ （省略）	ハ （同左）
（省略）	（同左）
4 貨物のセキュリティの履行に関する事項	4 貨物のセキュリティの履行に関する事項
（省略）	（同左）
③ 貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合を除き、特定保税運送者の承認申請における審査の場合には、運送途上において貨物の積み替え等を行う施設に限る。）。 イ～ハ （省略） ニ コンテナ等<u>の安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置</u>ホ及びヘ （省略）	③ 貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合を除き、特定保税運送者の承認申請における審査の場合には、運送途上において貨物の積み替え等を行う施設に限る。）。 イ～ハ （同左） ニ コンテナの安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置ホ及びヘ （同左）
（省略）	（同左）
⑤ 貨物の管理を運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合又は貨物管理業務の一部を他の者に委託する場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。 （注）<u>管理対象貨物の管理の委託先については、倉庫業者は特定保税承認者であること、運送業者は特定保税運送者又は国土交通省により認定された特定フォワーダーであることが望ましい。また、管理対象貨物の管理が特定保税承認者に係る法第 50 条第 1 項の規定による届出が行われた場所又は特定保税運送者において行われる場合は、本事項の審査を要しない。</u>	⑤ 貨物の管理を運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合又は貨物管理業務の一部を他の者に委託する場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。 （注）<u>倉庫業者においては、特定保税承認者であること、フォワーダー等においては、特定保税運送者又は国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましく、特定保税承認者又は特定保税運送者である場合においては、本事項の審査を要しない。</u>
（省略）	（同左）
⑧ 情報セキュリティについて、<u>包括的な方針や手順等</u>を示した文書を定め、<u>以下の措置が講じられているか（必要な場合の見直し及び改善を含む。）。</u> イ～ハ （省略）	⑧ 情報セキュリティについて、以下の措置が講じられているか イ～ハ （同左）
5 監査体制	5 監査体制
（省略）	（同左）

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
② 監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。 イ及びロ （省略） <u>ハ 監査結果（勧告した改善措置及びその履行結果を含む）について、税関に情報提供を行う体制</u>	② 監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。 イ及びロ （同左） <u>（新規）</u>
6 （省略）	6 （同左）
7 関連会社等の指導等に関する事項 （省略）	7 関連会社等の指導等に関する事項 （同左）
③ 関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導、 <u>管理及び評価に関する</u> 手順及び体制が整えられているか。	③ 関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び <u>管理の手順及び体制又は委託後に関連会社等を評価する</u> 手順及び体制が整えられているか。
（省略）	（同左）
8 税関との連絡体制に関する事項 （省略）	8 税関との連絡体制に関する事項 （同左）
② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ～ニ （省略） <u>（削除）</u>	② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ～ニ （同左） <u>ホ 税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合。</u>
9 <u>社内の報告及び連絡体制に関する事項</u>	9 <u>連絡及び報告体制に関する事項</u>
① 社内における <u>報告体制</u> は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。 イ～ニ （省略）	① 社内における <u>連絡体制</u> は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。 イ～ニ （同左）
② 次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記①により報告されるとともに、 <u>イ及びロの場合は、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。</u> イ及びロ （省略） <u>ハ 関係業務に関して、不審な点、不審な情報があった場合。</u>	② 次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記①により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。 イ及びロ （同左） <u>（新規）</u>
③ <u>税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合等、社内における連絡体制が整備され</u>	<u>（新規）</u>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ているか。 10及び11 （省略） 12 教育及び研修に関する事項 ○ 関係業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 イ～ハ （省略） （注 1）（省略） （注 2）教育及び研修は、全役員及び全従業員に対して実施する<u>よう努める</u>。ただし、役職及び業務に応じた内容で差し支えない。 13 （省略）	10及び11 （同左） 12 教育及び研修に関する事項 ○ 関係業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 イ～ハ （同左） （注 1）（同左） （注 2）教育及び研修は、全役員及び全従業員に対して実施する<u>ことが望ましい</u>。ただし、役職及び業務に応じた内容で差し支えない。 13 （同左）

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前												
[別紙様式 1] 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート					[別紙様式 1] 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート												
<table border="1"> <tr> <td>☐ 特例輸入者</td> <td rowspan="3">〇〇〇社</td> </tr> <tr> <td>☐ 特定輸出者</td> </tr> <tr> <td>☐ 認定製造者</td> </tr> </table>					☐ 特例輸入者	〇〇〇社	☐ 特定輸出者	☐ 認定製造者	<table border="1"> <tr> <td>☐ 特例輸入者</td> <td rowspan="3">〇〇〇社</td> </tr> <tr> <td>☐ 特定輸出者</td> </tr> <tr> <td>☐ 認定製造者</td> </tr> </table>					☐ 特例輸入者	〇〇〇社	☐ 特定輸出者	☐ 認定製造者
☐ 特例輸入者	〇〇〇社																
☐ 特定輸出者																	
☐ 認定製造者																	
☐ 特例輸入者	〇〇〇社																
☐ 特定輸出者																	
☐ 認定製造者																	
1 (省略)					1 (同左)												
2 各部門の業務内容等に関する事項					2 各部門の業務内容等に関する事項												
(1) (省略)					(1) (同左)												
(2) 事業部門					(2) 事業部門												
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄								
(省略)					(同左)												
②	(省略)				②	(同左)											
	イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備 <u>(必要な場合の見直し及び改善を含む。)</u>	(省略)				イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備	(同左)										
	ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備 <u>(必要な場合の見直し及び改善を含む。)</u>	(省略)				ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備	(同左)										
	ハ～ト (省略)	(省略)				ハ～ト (同左)	(同左)										

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
3（省略）					3（同左）				
4 貨物のセキュリティの履行に関する事項					4 貨物のセキュリティの履行に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等		税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等		税関審査欄
(省略)					(同左)				
④	(省略)				④	(同左)			
	イ～ハ（省略）	(省略)				イ～ハ（同左）	(同左)		
	ニ コンテナ等の安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置	(省略)				ニ コンテナの安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置	(同左)		
	ホ及びヘ	(省略)				ホ及びヘ	(同左)		
⑤	(省略) (注) 管理対象貨物の管理の委託先については、倉庫業者は特定保税承認者であること、運送業者は特定保税運送者又は国土交通省により認定された特定フォワーダーであることが望ましい。また、管理対象貨物の管理が特定保税承認者に係る法第50条第1項の規定による届出が行われた場所又は特定保税運送者において行われる場合は、本事項	(省略)			⑤	(同左) (注) 倉庫業者においては、特定保税承認者であること、フォワーダー等においては、特定保税運送者又は国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましく、特定保税承認者又は特定保税運送者である場合においては、本事項の審査を要しない。	(同左)		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				
	の審査を要しない。			
⑥	情報セキュリティについて、 <u>包括的な方針や手順等</u> を示した文書を定め、 <u>以下の措置が講じられているか</u> （必要な場合の見直し及び改善を含む。）。	(省略)		
	イ～ハ (省略)	(省略)		
5 監査体制				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄	
(省略)				
②	(省略)			
	イ及びロ (省略)	(省略)		
	ハ <u>監査結果（勧告した改善措置及びその履行結果を含む）について、税関に情報提供を行う体制</u>	☐ YES ☐ NO		
6 (省略)				
7 関連会社等の指導等に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄	
(省略)				

改正前				
⑥	情報セキュリティについて、以下の措置が講じられているか	(同左)		
	イ～ハ (同左)	(同左)		
5 監査体制				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄	
(同左)				
②	(同左)			
	イ及びロ (同左)	(同左)		
	<u>(新規)</u>			
6 (同左)				
7 関連会社等の指導等に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄	
(同左)				

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				
③	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導、 <u>管理及び評価に関する手順及び体制</u> が整えられているか。	(省略)		
(省略)				
8 税関との連絡体制に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
(省略)				
②	次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ～ニ (省略) <u>(削除)</u>	(省略)		
9 社内の報告及び連絡体制に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
①	社内における報告体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備さ	(省略)		

改正前				
③	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び <u>管理の手順及び体制又は委託後に関連会社等を評価する手順及び体制</u> が整えられているか。	(同左)		
(同左)				
8 税関との連絡体制に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
(同左)				
②	次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ～ニ (同左) <u>ホ 税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合。</u>	(同左)		
9 連絡及び報告体制に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
①	社内における連絡体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備され			

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
	れているか。 イ～ニ （省略）					ているか。 イ～ニ （同左）			
②	次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記①により報告されるとともに、 <u>イ及びロの場合は、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。</u> イ （省略） ロ <u>特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務若しくは特定製造貨物輸出申告に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。</u> ハ <u>特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務若しくは特定製造貨物輸出申告に関して、不審な点、不審な情報があった場合。</u>	(省略)			②	次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記①により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。 イ （同左） ロ <u>特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。</u> <u>(新規)</u>	(同左)		
③	<u>税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合等、社内における連絡体制が整備されているか。</u>	☐ YES ☐ NO			<u>(新規)</u>				

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
10及び11 （省略）					10及び11 （同左）				
12 教育及び研修に関する事項					12 教育及び研修に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等		税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等		税関審査欄
①	特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 （注 1）（省略） （注 2）教育及び研修は、全役員及び全従業員に対して実施する <u>よう努める</u> 。ただし、役職及び業務に応じた内容としても差し支えない。				①	特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 （注 1）（同左） （注 2）教育及び研修は、全役員及び全従業員に対して実施する <u>ことが望ましい</u> 。ただし、役職及び業務に応じた内容としても差し支えない。			
	イ～ハ	（省略）				イ～ハ	（同左）		
13 （省略）					13 （同左）				

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

〔別紙様式 2〕

法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート

特定保税承認者

☐保税蔵置場

☐保税工場

☐特定保税運送者

☐認定通関業者

〇〇〇社

1 (省略)

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) (省略)

(2) 事業部門

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄
(省略)			
②	(省略)		
	イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。）	(省略)	
	ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。）	(省略)	

改正前

〔別紙様式 2〕

法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート

特定保税承認者

☐保税蔵置場

☐保税工場

☐特定保税運送者

☐認定通関業者

〇〇〇社

1 (同左)

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) (同左)

(2) 事業部門

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄
(同左)			
②	(同左)		
	イ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備	(同左)	
	ロ 当該事業部門における業務手順書等の整備	(同左)	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前						
	ハ～ト	(省略)	(省略)			ハ～ト	(同左)	(同左)			
3 税関手続の履行に関する事項					3 税関手続の履行に関する事項						
(1)及び(2) (省略)					(1)及び(2) (同左)						
(3) 認定通関業者に関する税関手続					(3) 認定通関業者に関する税関手続						
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄		
(省略)					(同左)						
④	(省略)				④	(同左)					
	イ	(省略)	(省略)				イ	(同左)	(同左)		
	ロ	輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者符号の保有状況の確認 (法人番号を保有していない者に限る。) 及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断	(省略)				ロ	輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者符号の保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断	(同左)		
	ハ	(省略)	(省略)				ハ	(同左)	(同左)		
(省略)					(同左)						
4 貨物のセキュリティの履行に関する事項					4 貨物のセキュリティの履行に関する事項						
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄		
(省略)					(同左)						
③	(省略)				③	(同左)					
	(省略)					(同左)					
	イ～ハ	(省略)					イ～ハ	(同左)	(同左)		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
	ニ コンテナ等の安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置	(省略)				ニ コンテナの安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置	(同左)		
	ホ及びヘ					ホ及びヘ			
(省略)					(同左)				
⑤	(省略) (注) <u>管理対象貨物の管理の委託先については、倉庫業者は特定保税承認者であること、運送業者は特定保税運送者又は国土交通省により認定された特定フォワーダーであることが望ましい。また、管理対象貨物の管理が特定保税承認者に係る法第 50 条第 1 項の規定による届出が行われた場所又は特定保税運送者において行われる場合は、本事項の審査を要しない。</u>	(省略)			⑤	(同左) (注) <u>倉庫業者においては、特定保税承認者であること、フォワーダー等においては、特定保税運送者又は国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましく、特定保税承認者又は特定保税運送者である場合においては、本事項の審査を要しない。</u>	(同左)		
(省略)					(同左)				
⑧	<u>情報セキュリティについて、包括的な方針や手順等を示した文書を定め、以下の措置が講じられているか（必要な場合の見直し及び改善を含む。）。</u>				⑧	情報セキュリティについて、以下の措置が講じられているか			

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

	イ～ハ（省略）			
5 監査体制				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	税関審査欄	
(省略)				
②	(省略)			
	イ及びロ（省略）	(省略)		
	ハ 監査結果（勧告した改善措置及びその履行結果を含む）について、税関に情報提供を行う体制	☐ YES ☐ NO		
6 （省略）				
7 関連会社等の指導等に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	税関審査欄	
(省略)				
③	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導、 <u>管理及び評価に関する手順及び体制</u> が整えられているか。	(省略)		
(省略)				

改正前

	イ～ハ（同左）			
5 監査体制				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	税関審査欄	
(同左)				
②	(同左)			
	イ及びロ（同左）	(同左)		
	<u>（新規）</u>			
6 （同左）				
7 関連会社等の指導等に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	税関審査欄	
(同左)				
③	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導 <u>及び管理の手順及び体制又は委託後に関連会社等を評価する手順及び体制</u> が整えられているか。	(同左)		
(同左)				

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
8 税関との連絡体制に関する事項					8 税関との連絡体制に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
(省略)					(同左)				
②	次に掲げる場合に、直ちに 税関へ連絡する手順及び 体制が整えられているか。 イ～ニ (省略) <u>(削除)</u>	(省略)			②	次に掲げる場合に、直ちに 税関へ連絡する手順及び 体制が整えられているか。 イ～ニ (同左) <u>ホ 税関からあった連絡</u> <u>又は照会等について、</u> <u>その内容を直ちに担当</u> <u>する部門等に伝達する</u> <u>必要がある場合。</u>	(同左)		
9 社内の報告及び連絡体制に関する事項					9 連絡及び報告体制に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
(省略)					(同左)				
①	社内における報告体制は、 例えば、以下の手順によっ て行われるように整備され ているか。 イ～ニ (省略)				①	社内における連絡体制は、 例えば、以下の手順によっ て行われるように整備され ているか。 イ～ニ (同左)			
②	次に掲げる事態が生じた場 合に、直ちに上記①により 報告されるとともに、 <u>イ及</u> <u>びロの場合は、原因を究明</u> <u>し、再発防止策を講じるな</u> <u>どの手順及び体制が整えら</u>	(省略)			②	次に掲げる事態が生じた場 合に、直ちに上記①により 報告されるとともに、原因 を究明し、再発防止策を講 じるなどの手順及び体制が 整えられているか。	(同左)		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
	れているか。 イ及びロ （省略） <u>ハ 関係業務に関して、 不審な点、不審な情報 があった場合。</u>					イ及びロ （同左） <u>（新規）</u>			
③	<u>税関からあった連絡又は照 会等について、その内容を 直ちに担当する部門等に伝 達する必要がある場合等、 社内における連絡体制が整 備されているか。</u>				<u>（新規）</u>				
10及び11 （省略）					10及び11 （同左）				
12 教育及び研修に関する事項					12 教育及び研修に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等		税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等		税関審査欄
①	関係業務に関する教育及 び研修に関し、次に掲げる 措置が講じられているか。 （注 1）（省略） （注 2）教育及び研修は、 全役員及び全従業員 に対して実施する <u>よ う努める。ただし、 役職及び業務に応じ た内容としても差し 支えない。</u>				①	関係業務に関する教育及 び研修に関し、次に掲げる 措置が講じられているか。 （注 1）（同左） （注 2）教育及び研修は、 全役員及び全従業員 に対して実施する <u>こ とが望ましい。ただ し、役職及び業務に応 じた内容としても差 し支えない。</u>			
	イ～ハ （省略）	（省略）				イ～ハ （同左）	（同左）		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
13 （省略）	13 （同左）